

静岡労働局発表

令和8年3月10日

担	需給調整事業課	
	課長	松永 進
当	主任需給調整指導官	佐藤 智俊
	電話	054-271-9980

職業紹介事業者に対する事業停止命令  
及び職業紹介業務改善命令について

静岡労働局長（國分一行）は、下記のとおり、職業安定法に基づき、職業紹介事業者に対して、本日、職業安定法第32条の9第2項に基づく職業紹介事業停止命令及び同法第48条の3第1項に基づく業務改善命令を行った。

## 記

## 第1 被処分者

名	称	株式会社GGモデスト
代表者の職氏名		代表取締役 青木 竜一
事業主の所在地		静岡県静岡市葵区伝馬町9-14 F l o s 新静岡2F
許可に関する事項	許可年月日	令和5年8月1日
	許可番号	22-ユ-300818

## 第2 処分内容

職業安定法第32条の9第2項に基づく職業紹介事業停止命令  
（職業紹介事業停止命令の内容は第4のとおり）  
職業安定法第48条の3第1項に基づく職業紹介業務改善命令  
（職業紹介業務改善命令の内容は第5のとおり）

## 第3 処分理由

株式会社GGモデストは、

- 職業安定法第32条の16第1項において、事業報告書を提出しなければならないとされているのに、令和6年4月1日から令和7年3月31日までの期間について職業安定法施行規則第24条の8に規定する提出期限を経過しているにもかかわらず、これを提出することなく、
- これに対する職業安定法第48条の2の指導に従うことなく、

3 また、職業安定法第 50 条第 1 項に基づき、報告を求めたにもかかわらず、これを提出することなく、職業安定法の規定に違反したこと。

#### 第 4 職業紹介事業停止命令の内容

全ての職業紹介事業について、職業安定法第 32 条の 16 第 1 項の事業報告が提出されるまでの間、職業紹介事業を停止すること。

#### 第 5 職業紹介業務改善命令の内容

令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までの期間に係る職業安定法第 32 条の 16 第 1 項の事業報告書を提出すること。

(参 考)

## 職業安定法（抄） （昭和二十二年法律第四百十一号）

（有料職業紹介事業の許可）

**第三十条** 有料の職業紹介事業を行おうとする者は、厚生労働大臣の許可を受けなければならない。

- ② 前項の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を厚生労働大臣に提出しなければならない。
  - 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
  - 二 法人にあつては、その役員の氏名及び住所
  - 三 有料の職業紹介事業を行う事業所の名称及び所在地
  - 四 第三十二条の十四の規定により選任する職業紹介責任者の氏名及び住所
  - 五 その他厚生労働省令で定める事項
- ③ 前項の申請書には、有料の職業紹介事業を行う事業所ごとの当該事業に係る事業計画書その他厚生労働省令で定める書類を添付しなければならない。
- ④ 前項の事業計画書には、厚生労働省令で定めるところにより、有料の職業紹介事業を行う事業所ごとの当該事業に係る求職者の見込数その他職業紹介に関する事項を記載しなければならない。
- ⑤ 厚生労働大臣は、第一項の許可をしようとするときは、あらかじめ、労働政策審議会の意見を聴かななければならない。
- ⑥ 第一項の許可を受けようとする者は、実費を勘案して厚生労働省令で定める額の手数料を納付しなければならない。

（許可の取消し等）

**第三十二条の九** 厚生労働大臣は、有料職業紹介事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、第三十条第一項の許可を取り消すことができる。

- 一 第三十二条各号（第四号から第七号までを除く。）のいずれかに該当しているとき。
  - 二 この法律若しくは労働者派遣法（第三章第四節の規定を除く。）の規定又はこれらの規定に基づく命令若しくは処分に違反したとき。
  - 三 第三十二条の五第一項の規定により付された許可の条件に違反したとき。
- ② 厚生労働大臣は、有料職業紹介事業者が前項第二号又は第三号に該当するときは、期間を定めて当該有料の職業紹介事業の全部又は一部の停止を命ずることができる。

（事業報告）

**第三十二条の十六** 有料職業紹介事業者は、厚生労働省令で定めるところにより、有料の職業紹介事業を行う事業所ごとの当該事業に係る事業報告書を作成し、厚生労働大臣に提出しなければならない。

- ② 前項の事業報告書には、厚生労働省令で定めるところにより、有料の職業紹介事業を行う事業所ごとの当該事業に係る求職者の数、職業紹介に関する手数料の額その他職業紹介に関する事項を記載しなければならない。
- ③ （略）

（無料職業紹介事業）

**第三十三条** （略）

2・3（略）

4 第三十条第二項から第四項まで、第三十一条、第三十二条、第三十二条の四、第三十二条の五、第三十二条の六第二項、第三項及び第五項、第三十二条の七から第三十二条の十まで並びに第三十二条の十二から前条までの規定は、第一項の許可を受けて行う無料の職業紹介事業及び同項の許可を受けた者について準用する。この場合において、第三十条第二項中「前項の許可」とあり、第三十一条中「前条第一項の許可」とあり、並びに第三十二条、第三十二条の四第一項、第三十二条の五、第三十二条の六第五項、第三十二条の八第二項及び第三十二条の九第一項中「第三十条第一項の許可」とあるのは「第三十三条第一項の許可」と、第三十二条の六第二項中「前項」とあるのは「第三十三条第三項」と、第三十二条の十三中「手数料に関する事項、苦情」とあるのは「苦情」と、前条第二項中「、職業紹介に関する手数料の額その他」とあり、及び同条第三項中「、手数料に関する事項その他」とあるのは「その他」と読み替えるものとする。

5 (略)

(特別の法人の行う無料職業紹介事業)

**第三十三条の三 (略)**

2 第三十条第二項から第四項まで、第三十二条、第三十二条の四第二項、第三十二条の七第一項及び第二項、第三十二条の八第一項、第三十二条の九、第三十二条の十並びに第三十二条の十二から第三十二条の十六までの規定は、前項の届出をして行う無料の職業紹介事業及び同項の届出をした法人について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする

第三十条第二項	前項の許可を受けようとする者	第三十三条の三第一項の届出をしようとする法人
	申請書	届出書
第三十条第三項	申請書	届出書
第三十二条	厚生労働大臣は、前条第一項の規定にかかわらず、次の	次の
	者に対しては、第三十条第一項の許可をして	法人は、新たに無料の職業紹介事業の事業所を設けて当該無料の職業紹介事業を行つて
第三十二条の四第二項	許可証の交付を受けた者	第三十三条の三第一項の届出をした法人
	当該許可証	当該届出をした旨その他厚生労働省令で定める事項を記載した書類

第三十二条の九第一項	、第三十条第一項の許可を取り消す	当該無料の職業紹介事業の廃止を、当該無料の職業紹介事業（二以上の事業所を設けて無料の職業紹介事業を行う場合にあつては、各事業所ごとの無料の職業紹介事業。以下この項において同じ。）の開始の当時第三十二条第四号から第七号までに該当するときは当該無料の職業紹介事業の廃止を、命ずる
第三十二条の九第二項	前項第二号又は第三号	前項第二号
第三十二条の十三	手数料に関する事項、苦情	苦情
第三十二条の十六第二項	、職業紹介に関する手数料の額その他	その他
第三十二条の十六第三項	、手数料に関する事項その他	その他

（指導及び助言）

**第四十八条の二** 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、職業紹介事業者、求人者、労働者の募集を行う者、募集受託者、募集情報等提供事業を行う者、労働者供給事業者及び労働者供給を受けようとする者に対し、その業務の適正な運営を確保するために必要な指導及び助言をすることができる。

（改善命令等）

**第四十八条の三** 厚生労働大臣は、職業紹介事業者、労働者の募集を行う者、募集受託者、募集情報等提供事業を行う者又は労働者供給事業者が、その業務に関しこの法律の規定又はこれに基づく命令の規定に違反した場合において、当該業務の適正な運営を確保するために必要があると認めるときは、これらの者に対し、当該業務の運営を改善するために必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

②・③ （略）

（報告及び検査）

**第五十条** 行政庁は、この法律を施行するために必要な限度において、厚生労働省令で定めるところにより、職業紹介事業を行う者（第二十九条第一項の規定により無料の職業紹介事業を行う場合における特定地方公共団体を除く。）、求人者、労働者の募集を行う者、募集受託者、募集情報等提供事業を行う者（募集情報等提供事業を行う場合における地方公共団体を除く。）、労働者供給事業を行う者又は労働者供給を受けようとする者に対し、必要な事項を報告させることができる。

②～④ （略）

**職業安定法施行規則（抄） （昭和二十二年労働省令第十二号）**

（法第三十二条の十六に関する事項）

**第二十四条の八** 有料職業紹介事業者は、毎年四月三十日までに、この条の定めるところにより、有料の職業紹介事業を行う事業所ごとの当該事業に係る事業報告書を作成し、厚生労働大臣に提出しなければならない。

2 （略）